

令和2年2月25日

岡山県介護保険関連団体協議会 会員 各位

岡山県介護保険関連団体協議会
会長 松山 正春
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福祉施設等に対する融資について」
(周知依頼)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて標記について、岡山県保健福祉部長寿社会課より令和2年2月25日付文書にて当協議会宛に周知依頼がありました。

詳細は以下の添付書類をご確認の上、お取り計らいいただきますようよろしくお願いいたします。

<添付資料>

- ・32) 周知依頼「新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福祉施設等に対する融資について」
(本書)
- ・32) 【事務連絡】新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福祉施設等に対する融資について

<岡山県介護保険関連団体協議会 事務局>

〒703-8258

岡山市中区西川原 251-1 おかやま西川原プラザ別館

(NPO法人 岡山県介護支援専門員協会 内)

TEL 086-953-4953 FAX 086-953-4954

メール okakea@npo-ocma.org

事 務 連 絡

令和2年2月25日

岡山県介護保険関連団体協議会 御中

岡山県保健福祉部長寿社会課

新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福祉施設等に対する融資について

介護保険行政の推進につきまして、平素から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、「新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福祉施設等に対する融資について」（令和2年2月21日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）」のとおり通知がありましたのでお知らせします。

なお、本県が指定権限を持つ施設・事業所につきましては、保健福祉課指導監査室から、連絡が可能な範囲で周知しておりますことを申し添えます。

事務連絡
令和2年2月21日

都道府県
各指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった
社会福祉施設等に対する融資について

独立行政法人福祉医療機構では、社会福祉施設等を整備する際に必要となる設置・整備資金や経営資金を長期・固定・低利で融資しております。

社会福祉施設等は、地域において支援を必要としている高齢者や障害のある方等にとって欠くことのできないものであるため、新型コロナウイルス感染症により、当該施設の責に帰することができない事由で機能停止等になった場合に、別紙のとおり、経営資金について、通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資（以下「優遇融資」という。）を行っております。

つきましては、対象となった社会福祉施設等が必要に応じて本優遇融資を活用できるよう、管内の市区町村や関係機関、社会福祉施設等に対する周知について、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

【担当連絡先】

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課振興係

代表電話：03-5253-1111（内線 2866）

直通電話：03-3595-2616

(別紙)

新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった 社会福祉施設等に対する優遇融資の概要

(独立行政法人福祉医療機構 福祉貸付事業)

○経営資金

	通常の融資	▶	本件による優遇融資
償還期間 (据置期間)	1年以上3年以内 (6か月以内)		10年以内 (1年以内)
貸付利率 <small>(令和年月2月21日現在)</small>	0.801%		0.200%

(※) 既往貸付金の返済については、個別にご相談ください。

融資の相談につきましては、(参考2) 独立行政法人福祉医療機構相談
窓口までお問い合わせください。

(参考1) 独立行政法人福祉医療機構 ホームページ <https://www.wam.go.jp/hp/>

(参考2) 独立行政法人福祉医療機構 相談窓口

[融資相談] 福祉医療貸付部 福祉審査課 融資相談係 (TEL:03-3438-9298)

NPOリソースセンター NPO支援課 (TEL:03-3438-4756)

大阪支店 福祉審査課 融資相談係 (TEL:06-6252-0216)

[返済相談] 顧客業務部 債権課 (TEL:03-3438-9936)